

松前町職員倫理条例【逐条解説】

はじめに

松前町職員の使命と心構え

職員は、地方公務員法により、全体の奉仕者として公共の利益のために全力を挙げて勤務しなければならないこととされています。また、同法によって信用失墜行為の禁止や秘密保持が義務付けられるなど、規制を受けています。

本町では、これらを職員に遵守させるために、これまでは、国家公務員の倫理規程やQ & Aを参考にして、適宜周知徹底を図ってきました。

しかしながら、令和2年1月、職員の不祥事が明らかとなったことから、この条例を制定し、公務員倫理の実践について共通のモノサシとなるよう、倫理上行ってはいならない行為を具体的に定めることにより更なる公務員倫理の徹底を図ることとしました。

松前町職員の全員がこの条例を遵守することにより、町民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、町民からの信頼を獲得するなど公共の利益の増進を目指します。

公務員倫理とは

公務員の職務の特性として、公益性・非営利性や公平・中立性、独占性、権力性などがあります。これらは、民間の職業にはない特性です。

このように、公務員の職務は特殊であり、より大きく社会に影響を及ぼすものであるため、公務員には民間よりも高い職業倫理が必要となります。

公務員に対する社会の期待や信頼に応えるために、こうあるべき、あるいは、こうしてはいけないといった行動規範（ルール）が公務員倫理です。

(目的)

第1条 この条例は、職員の倫理の保持に関し必要な事項を定めることにより、職務の執行の公正さに対する町民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する町民の信頼を確保することを目的とする。

令和2年1月、職員の不祥事が明らかとなりました。

今、職員には、本町の置かれた状況を十分認識し、全体の奉仕者であることを改めて自覚した上で、町民本位の行政の推進に全力を尽くすことが強く求められています。

そこで、明文で禁止行為などを規定し、これを共通のモノサシとして、職務の執行に対する町民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する信頼を獲得するため、条例を制定することとしたものです。

今回制定した条例は、職員自らを律していくための基準であるとともに、職員がその能力を十分に発揮して仕事を進めていくために、職員自身を守る手段ともなるものであり、全体の奉仕者としての原点として位置付けられるものです。

(定義等)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職員に属する職員をいう。
- (2) 事業者等 法人その他の団体及びそれらの利益のためにする行為を行う場合におけるそれらの役員、従業員、代理人その他の者並びに事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。
- (3) 利害関係者 職員が職務として携わる次に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ次に定める者をいう。ただし、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関する者として町長が定める者を除く。

ア 許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号。以下「手続法」という。）第2条第3号に規定する許認可等をいう。）をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等、当該許認可等の申請をしている事業者等又は個人（事業者等に該当する者を除く。以下「特定個人」という。）及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

イ 補助金等（町が町以外の者に対して交付する補助金、負担金、利子補給金その

他相当の反対給付を受けない給付金をいう。)を交付する事務 当該補助金等の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている事業者等又は特定個人、当該補助金等の交付の申請をしている事業者等又は特定個人及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

ウ 立入検査又は監査（法令（手続法第2条第1号に規定する法令をいう。以下同じ。）の規定に基づき行われるものに限る。）をする事務 当該立入検査又は監査を受ける事業者等又は特定個人

エ 不利益処分（手続法第2条第4号に規定する不利益処分をいう。）をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名宛人となるべき事業者等又は特定個人

オ 行政指導（手続法第2条第6号に規定する行政指導をいう。）をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人

カ 町が所掌する事務のうち営利を目的とする事業の発達、改善及び調整に関する事務（アからオまでに掲げる事務を除く。） 当該事業を行っている事業者等

キ 契約（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に規定する契約をいう。）に関する事務 当該契約を締結している事業者等又は特定個人、当該契約の申込みをしている事業者等又は特定個人及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

2 職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該職に係る他の職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して3年間（当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該職に係る他の職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間）は、当該異動があった職員の利害関係者であるものとみなす。

3 他の職員の利害関係者が、職員をしてその職に基づく影響力を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るためその職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者であるものとみなす。

1 事業者等の基本的な考え方

(1) 「法人その他の団体」には、会社だけでなく、宗教法人、協同組合、財団法人、社団法人などのほか、権利能力なき社団まで幅広く含まれます。

- (2) 「事業者等」には、例えば、企業の場合は、その企業の利益のために職員と接触しているとみられる役員、従業員などが含まれます。
- (3) 「事業を行う個人」とは、いわゆる個人事業主のことをいい、個人が個人事業主として活動する側面に限り事業者等とみなされます。

2 利害関係者の基本的な考え方

- (1) 「利害関係者」は、基本的には「職員の職務に利害関係を有する者」であり、職員が当該者との間で本条例に定める一定の行為を行った場合は、職務の執行の公正さに対する町民の疑惑や不信を招くおそれがある者です。
- (2) 利害関係者の範囲は、基本的に、職員の職務遂行によって直接的に利益又は不利益を受ける者であり、当該職員が携わる事務の相手方がそれに当たります。
- (3) 職員の職務遂行であっても特定の名宛人を対象としないものによって利益又は不利益を受ける者（例えば、住民税の減税によって利益を得る町民一般）は、利害関係者とは考えません。

また、職員と相手方との利害関係が潜在的なものにとどまるもの（電気、ガス等の契約など）や、届出の受領のように職員の裁量の余地が少ないものについて職員と関わる者は、利害関係者とは考えません。

- (4) 特定個人とは、事業をしていない単なる個人又は事業をしているが、当該事業の事業主として当該事業の利益のためにする行為以外の行為を単なる個人として行っている場合の個人（例えば、許認可等を受けているが、その許認可等が事業とは関わりのない場合の個人）をいいます。

3 個々の職務ごとの利害関係者の基本的な考え方

(1) 許認可等（第2条第1項第3号ア）

ア 考え方

(ア) 許認可等は、「何らかの利益」が存在する処分であるため、許認可等を受ける者と許認可等を行う者（許認可等の事務に携わる職員）の間には利害関係が存在しており、実際に許認可等を受けようとする者が許認可等を不正に得ようとして許認可等の事務に携わる職員に接触してくることが想定できます。よって、両者の接触の態様によっては、公正な職務の執行に対する町民の疑惑や不信を招くおそれがあるものと考えられます。

また、一方で、当該許認可等により実施が可能となった事業を行い、それにより利益を得ている事業者等については、当該許認可等が事業に必須のもので

あり、それが失効すると事業による利益を失うことになるため、その事業を行っている間は、当該事業者と当該許認可等に携わる職員との接触は、その態様により許認可等を受けようとしている間における接触と同様に公正な職務の執行に対する町民の疑惑や不信を招くおそれがあるものと考えられます。

したがって、許認可等を受ける者については、許認可等の申請をしようとしている時から許認可等を受けるまでの間、また、当該許認可等により実施している事業により利益を得ている事業者等については、当該事業を実施している間については、利害関係者として、職員が接触することを規制することとしたものです。

(イ) 行政手続法第2条第3号 … 法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいいます。

(ウ) 事業は、営利・非営利を問いません。

イ 利害関係者となる者の範囲

(ア) 当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等

(イ) 当該許認可等の申請をしている事業者等又は特定個人

(ウ) 当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

ウ 「明らか」とは

その事務に携わる職員が通常人としての判断力をもってすれば認識可能な状態を指します。

例えば、許認可等の事務に携わる職員のところへ許認可等の申請書の記入の仕方について相談に来ている者がいる場合、当該職員はその相談者が申請を行おうとしていることを通常は認識可能であることから、その相談に来ている者は、「許認可等の申請をしようとしていることが明らかである」者に該当し、当該職員の利害関係者となります。

(2) 補助金等の交付（第2条第1項第3号イ）

ア 考え方

(ア) 補助金等の交付は、「町が特定の事務、事業に対し、公益性があると認め、その事務、事業の実施に資するため反対給付を求めることなく交付される金銭的給付」であり、その交付を受ける者とその交付事務に携わる職員との間には利害関係が存在します。このため、この両者の接触については、その態様によっては、両者が癒着して補助金等を不正に交付・受給しているものと見られる

ことにより、補助金等に係る事務の公正な執行に対する町民の疑惑や不信を招くおそれがあります。

したがって、補助金等の交付を申請しようとしている時から補助金等の交付の対象となる事務又は事業が完了し実績報告を行うまでの間は、当該補助金等の交付を受ける者を利害関係者とし、当該補助金等の交付事務に携わる職員が接触することを規制することとしています。

イ 利害関係者となる者の範囲

- (ア) 当該補助金等の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている事業者等又は特定個人
- (イ) 当該補助金等の交付の申請をしている事業者等又は特定個人
- (ウ) 当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

(3) 立入検査又は監査（第2条第1項第3号ウ）

ア 考え方

- (ア) 立入検査又は監査（以下「検査等」という。）については、その性格上、検査等を実施する側と受ける側の必要以上の接触は厳に避け、厳正に行われるべきものであると考えられます。当該検査等を現に行っている場合はもちろんのこと、年度の実施計画等により検査等を行うことが明らかとなっている場合についても、両者の接触の態様によっては、検査等の日程を教えているのではないか等といった町民の疑惑や不信を招くおそれがあるため、検査等の対象となっている者は利害関係者とし、検査等の実施に携わる職員が接触することを規制することとしたものです。
- (イ) 立入検査とは、職員が行政法規の執行を確保するため、監督的立場において、事業者等の営業所、事務所、事業場若しくは工場又は住所等に質問又は確認のために帳簿書類その他の物件の検査を行うことを目的として立ち入ることをいいます。
- (ウ) 監査とは、主として監察的見地から、事務若しくは業務の執行又は財産の状況を検査し、その成否を調べることをいいます。

イ 利害関係者となる者の範囲

当該検査等を受ける事業者等又は特定個人

(4) 不利益処分（第2条第1項第3号エ）

ア 考え方

不利益処分とは、行政庁が法令に基づき特定の者を名宛人として直接にこれに義務を課し、又はその権利を制限する処分（行政手続法第2条第4号）をいいます。

このように不利益処分は、名宛人に対し義務を課し、又はその権利を制限する処分であることから、不利益処分を行おうとする職員と不利益処分の名宛人となるべき者との間には利害関係が存在しており、不利益処分の名宛人となるべき者が、不利益処分を受けないよう、又は軽い処分となるよう働き掛けることが想定されます。このため、不利益処分の名宛人となるべき者は利害関係者とし、不利益処分を行おうとする職員が接触することを規制することとしたものです。

イ 利害関係者となる者の範囲

当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名宛人となるべき事業者等又は特定個人

(5) 行政指導（第2条第1項第3号オ）

ア 考え方

行政指導とは、行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないもの（行政手続法第2条第6号）をいいます。

このように、行政指導は、処分には該当せず、あくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものですが、行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内の事項について、一定の作為又は不作為を求める行為であることから、相手方に一定の影響力を及ぼす行為であると考えられますので、行政指導を行おうとする職員と行政指導の対象となる者との間には利害関係が存在しており、行政指導の対象となるものが、行政指導を受けないよう、又は軽い行政指導となるよう働き掛けることが想定されます。このため、行政指導の対象となる者は利害関係者とし、行政指導を行おうとする職員が接触することを規制することとしたものです。

イ 利害関係者となる者の範囲

行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人は、各種の行政指導の類型ごとに、それぞれ次に掲げる間、利害関係者となります。

職員から行政指導を受けたときから、その相手方は当該職員の利害関係者となり、

(ア) その場において完了する行政指導の場合にあつては、相手方が行政指導に従った時又は行政指導をやめた時

(イ) 一定期間効力を有する行政指導（例：3年間〇〇を〇%削減するように求めるようなもの）の場合にあつては、行政指導をやめた時又は行政指導が効力を有する期間が満了した時

(ウ) 終期の定めのない行政指導（例：〇〇の年間排出量を以後〇%削減するように求めるようなもの）の場合にあつては、行政指導をやめた時

(エ) 行政指導に従う期限を設定した行政指導（例：〇月〇日までに〇〇を実施するように求めるようなもの）の場合にあつては、行政指導に従った時、行政指導で実施を求めた期限が到来した時又は行政指導をやめた時

に、利害関係者ではなくなります。

(6) 町が所掌する事務のうち営利を目的とする事業の発達、改善及び調整に関する事務（第2条第1項第3号カ）

ア 考え方

営利を目的とする事業の発達、改善及び調整とは、営利を目的とする事業を営む者に対し、必要な行政事務を行うことを指しています。必要な行政事務は、許認可等、補助金等の交付、行政指導等によって行われていることから、第2条第1項第3号アからオまでの利害関係者の設定により事業行政の対象となる者のほとんどはカバーされているものと考えられますが、万が一上記のいずれにも該当しない事業者等がいた場合に備えて、この規定を置くものです。

イ 利害関係者となる者の範囲

当該事業を行っている事業者等が利害関係者となります。なお、アの考え方にあるように、この規定における事業は、営利を目的とするものに限られます。

(7) 契約に関する事務（第2条第1項第3号キ）

ア 考え方

契約とは、地方自治法第234条第1項に規定する売買、貸借、請負その他の契約をいいます。

契約とは、町との金銭のやり取りの原因となるものであることから、その相手方である事業者等と当該契約に携わる職員との間には利害関係が存在するもの

と考えられ、両者の接触の態様によっては、公正な職務の執行に対する町民の疑惑や不信を招くおそれがあるものと考えられます。

したがって、契約の申込みをしようとしたときから契約に基づく債権債務関係が終了するまでの間は、その相手方となる事業者等を利害関係者とし、当該契約に携わる職員が接触することを規制することとしたものです。

契約に携わる職員には、契約担当課の職員だけではなく、事業担当課の職員も含まれます。

イ 利害関係者となる者の範囲

- (ア) 契約を締結している事業者等及び特定個人
- (イ) 契約の申込みをしている事業者等及び特定個人
- (ウ) 契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等及び特定個人

4 職員の異動について（第2条第2項及び第3項）

(1) 職員が人事異動により配属が変わった後も、異動前の職に対して影響力を持つことがありますので、職員が異動する前の部署で利害関係者であった者は、職員が異動した後も、引き続き3年間は利害関係者とみなします。3年間としたのは、一般的に3年も経てば、関係性は薄まると考えられるからです。（第2条第2項）

(2) 職員が他の職員に対して影響力を行使することにより、当該他の職員の職務執行の公正さを歪めるおそれもあることから、そのような影響力を当該他の職員に行使することを期待して職員に接触する者も利害関係者に含めます。（第2条第3項）

（倫理原則）

第3条 職員は、町民全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について町民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等の不当な取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。

2 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやししくもその職務及び地位を自ら及び自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。

3 職員は、法令により与えられた権限の行使に当たっては、町民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

- 4 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならない。

松前町職員の倫理の原則について規定しています。

ここでは、広義の公務員倫理（公務員としてやった方が望ましいこと）ではなく、狭義の公務員倫理（公務員としてやらなくてはいけないこと、逆にやってはならないこと）を定めています。

第1条の目的を達成するために、職員が自らを律するための基準となります。

（禁止行為）

第4条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。）を受けること。
- (2) 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
- (3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
- (4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
- (5) 利害関係者から未公開株式（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。
- (6) 利害関係者から供応接待を受けること。
- (7) 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
- (8) 利害関係者と共に旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。
- (9) 利害関係者を保証人とする金銭の借入れ又は不動産の賃借等を行うこと。
- (10) 利害関係者から私的利益のために有利な情報の提供を受けること。
- (11) 利害関係者から職員の親族の就職についてあっせんを受けること。
- (12) 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。

2・3 省略

1 第4条第1項第1号

利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与を受けることを禁止しています。

(1) 香典について

職員の親族の葬式に際し、香典を持参した者が職員の利害関係者である場合においては、他の親族との関係で香典を持参したと考えられる場合を除き、職員が喪主であるか否かにかかわらず、職員宛ての贈与が利害関係者からなされたものとして取り扱うこととなります。

なお、葬式の際に受付の者が職員の利害関係者に該当するかどうかを判断することは困難であるため、利害関係者からの香典を受け取った場合においては、葬式終了後、香典が職員に対する配慮による贈呈であると判断した後に速やかに利害関係者に返却すれば、金銭の贈与を受けたことには該当しません。

(2) 供花について

利害関係者からの物品の贈与は禁止されているため、供花が届けられたときも、受領せずに持ち帰ってもらう等の対応をとることが原則になります。

職員の親族が知らずに受け取ってしまい、受領の事実気付くのが遅れ、式場に供花が飾られてしまった場合については、当該供花に付された送り主の札を外すことで対応します。葬式が終了するまで職員が当該供花の受領を認識しなかった場合は、受領したことにはなりません。

(3) 結婚式の祝儀について

結婚披露宴において、配偶者の招待客に職員の利害関係者がいた場合に、当該利害関係者から祝儀を受け取ることは、通常の社会的儀礼の範囲内の金額であれば、職員が金銭の贈与を受けたことにはなりません。

2 第4条第1項第2号

金銭の貸付けを業としない利害関係者から金銭の貸付けを受けることを禁止しています。通常一般の利子を払っても許されません。

「業として行われる」ものとは、反復継続して行われるものを意味し、銀行業、信託業、貸金業、質屋業等を行っている者が行う貸付けがこれに該当します。業として行われる金銭の貸付けにあっては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限り禁止しています。

3 第4条第1項第3号

利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受

けることを禁止しています。

「利害関係者から」貸付けを受けることとは、利害関係者から直接物品又は不動産の貸付けを受ける場合であり、「利害関係者の負担により」とは第三者から物品又は不動産の貸付けを受け、その貸付けの対価を利害関係者が負担する場合をいいます。

4 第4条第1項第4号

利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けることを禁止しています。

無償で「役務の提供」を受けるとは、正当な理由なく特別な配慮により対価を負担しないでサービスを受けることをいい、例えば、ハイヤーによる送迎の提供を受けたり、委託契約の相手方である事業者の従業員に無償で町の業務を手伝ってもらったりすることなどが該当します。

5 第4条第1項第5号

利害関係者から未公開株式を譲り受けることを禁止しています。

未公開株式とは、条文の規定どおりのものであり、利害関係者からの未公開株式の譲受けは、無償の場合に限らず、有償の場合でも禁止されます。

未公開株式は、一般に公開されておらず、値上がりが期待されるなど、その譲渡は、利害関係者と当該職員との間に特別な関係が存在するものと外部からみなされ、当該職員の職務の執行の公正さに対する疑惑や不信を招く行為であるため禁止されています。

6 第4条第1項第6号

利害関係者から供応接待を受けることを禁止しています。

「供応接待」とは、供応（酒食を提供してもてなすこと。）と接待（客をもてなすこと。）の両者を包括するものとして用いており、供応については、単なる飲食物の提供ではなく、一定の席を設けて飲食物を提供する行為がこれに該当し、接待については、他人をもてなすことを目的として行われる行為全般（旅行への接待、ゴルフ等のスポーツ、演劇鑑賞の招待など）がこれに該当します。

7 第4条第1項第7号

利害関係者と共に遊技又はゴルフをすることを禁止しています。

遊技は、職員が自己の費用を負担するか否かを問わず禁止対象となっています。ゴ

ルフは、職員が正当な自己負担をした場合に限り（第4条第2号第8項）、禁止が解除されます。利害関係者が職員の費用を負担した場合は、第6号の供応接待にも該当します。ゴルフ以外のスポーツ、例えばテニス、野球などは、禁止されません。

なお、遊技には、麻雀、ポーカーなどが該当します。

8 第4条第1項第8号

(1) 利害関係者との旅行

利害関係者と共に旅行をすることを禁止しています。

職員が自己の費用を負担するか否かを問わず、禁止対象となっています。利害関係者が職員の費用を負担した場合は、第6号の供応接待にも該当します。

公務のための旅行が禁止対象から除外されているのは、職務遂行上、利害関係者と共に旅行することが必要となる場合もあると考えられるからです。

(2) 「と共に」とは

第7号の「利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること」及び本号の「利害関係者と共に旅行をすること」の「利害関係者と共に」とは、職員と利害関係者とが一緒に当該行為を行う意図をもって行うことを意味します。

典型的な形態としては、職員が利害関係者と相謀って遊技等を行うことがこれに該当しますが、職員及び利害関係者以外の第三者が幹事役を務めて遊技等を行う場合において、当該職員と当該利害関係者とのお互いが出席することをはっきり認識した上で遊技等を行う場合も含まれます。

他方、職員がパック旅行に参加する場合で、その旅行グループの中に利害関係者に該当する者が含まれていることを、パック旅行の集合の際に当該職員と当該利害関係者とが認識したような場合は、職員と利害関係者とが一緒に旅行をする意図を共有して行う行為とは言えないので、これには該当しません。

9 第4条第1項第9号

利害関係者を保証人とする金銭の借入れ又は不動産の賃借等を行うことを禁止しています。

職員が利害関係者を保証人として金銭の借入れを行う場合は、利害関係者がその返済を肩代わりし、借り入れた金銭がそのまま職員の利益になる場合が考えられます。また、利害関係者が職員の保証人になるという特別な状況は、職員と利害関係者が私的な深い関係性を有していると考えられます。

その状況は、町民の疑惑や不信を招くおそれがあるものと考えられ、適切な状態で

はありません。

10 第4条第1項第10号

利害関係者から私的利益のために有利な情報の提供を受けることを禁止しています。

「有利な情報の提供を受けること」とは、インサイダー取引などの明らかな法律違反であるもののほか、再開発情報や有利な投資情報など、職員の私的利益につながる情報の提供を受けることをいいます。

11 第4条第1項第11号

利害関係者から職員の親族の就職についてあっせんを受けることを禁止しています。

職員が利害関係者に頼んで自分の子どもの就職先を世話してもらうことなどがこれに当たります。

なお、逆の場合で、利害関係者からの依頼により不正に職員を採用した場合は、直接的に地方公務員法（任用基準）違反や刑法（態様により虚偽有印公文書作成、同行使のほか、贈収賄など）違反となります。

12 第4条第1項第12号

利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせることを禁止しています。

職員が利害関係者に働き掛け、職員本人に対してではなく、第三者に第1号から第11号までに規定する行為をさせることが禁止されます。

例えば、利害関係者である業者に要求して、自分の妻にプレゼントを贈らせることなどがこれに該当します。

「第三者」とは、職員本人及び利害関係者以外の者をいい、自然人、法人を問いません。

なお、職員本人であれば、第4条第2項第1号の規定により、宣伝用物品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受ける等一定の行為は、例外として禁止行為から除外されていますが、本号の規制については、利害関係者に「要求」という反倫理性の強さに鑑み、このような例外は認められません。同様の理由により、第5条の規定による私的な関係がある者との行為の例外についても、認められていません。

(禁止行為)

第4条 省略

2 前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。

- (1) 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
- (2) 多数の者が出席するパーティー（簡素な飲食物が提供されるものに限る。以下同じ。）において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。
- (3) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
- (4) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。
- (5) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
- (6) 多数の者が出席するパーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受けること。
- (7) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。
- (8) 自己の費用を負担して利害関係者と共にゴルフをすること。

3 省略

1 第4条第2項第1号

利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けることは、禁止行為から除外します。

宣伝用物品等であって広く一般に配布するためのものについては、広く一般に配布されるが故に、それを贈与されたとしても利害関係者との間で特別の関係があると見られて町民に公正な職務の執行に対する疑惑や不信を持たれるおそれが乏しいと考えられます。

2 第4条第2項第2号

多数の者が出席するパーティー（簡素な飲食物が提供されるものに限る。以下同じ。）において利害関係者から記念品の贈与を受けることは、禁止行為から除外します。

多数の者が見ている中で記念品を受け取るという行為は、町民に公正な職務の執行に対する疑惑や不信を持たれるおそれが乏しいと考えられます。

なお、「多数」とは、国の例では、20 人程度以上が集まるものがこれに当たると考えられています。

3 第4条第2項第3号

職務として利害関係者を訪問した際に当該利害関係者から提供される物品を使用することは、禁止行為から除外します。

職務を円滑に遂行する上で必要であり、かつ、軽微又は問題のないと認められる程度の便宜の供与に限られます。

ここで認められる物品としては、文房具などの事務用物品、電話若しくはファックスなどの通信機材又はヘルメットなどが考えられます。

4 第4条第2項第4号

職務として利害関係者を訪問した際に当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）は、禁止行為から除外します。

職務として利害関係者の事務所や現場などを訪問する際に、利害関係者の自動車を利用することを想定しています。職務を円滑に遂行する上で必要であり、問題がないと認められる程度の便宜の供与に限りです。

提供される自動車は、当該利害関係者が業務・通勤等に日常的に利用しているものに限られ、当該職員のために特に用立てたハイヤーなどは、認められません。

利用が認められるのは、他に公共交通機関がなく、利害関係者の自動車を利用するしかないような場合のほか、限られた時間で用務を遂行するためには自動車での移動が合理的な場合も、含まれます。

5 第4条第2項第5号

職務として出席した会議その他の会合において利害関係者から茶菓の提供を受けることは、禁止行為から除外します。

茶菓の提供は、社会通念上認められる軽微な接遇であり、それを受けることによって職務の公正な執行に対する町民の疑惑や不信を招くことは、考えられません。

なお、「その他の会合」には、会議又はこれに準じた集まりのほか、職務として利

害関係者に会うような場合も含まれます。

6 第4条第2項第6号

多数の者が出席するパーティーにおいて利害関係者から飲食物の提供を受けることは、禁止行為から除外します。

第2号と同じく、衆目の中で他の者と等しく飲食物の提供を受ける行為は、公正な職務の執行に対する町民の疑惑や不信を招くおそれが乏しいと考えられます。

7 第4条第2項第7号

職務として出席した会議において利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けることは、禁止行為から除外します。

ここでは、昼をまたいで開催される会議などで弁当やお茶の提供を受けることを想定しています。簡素なものである限りは、町民の疑惑や不信を招くおそれが乏しいと考えられます。

また、会議だけでなく、職務として参加した作業や労働で、業務遂行の合間に簡素な弁当などが提供される場合も、含まれます。

(禁止行為)

第4条 省略

2 省略

3 第1項の規定の適用については、職員（同項第12号に掲げる行為にあつては、同号の第三者。以下この項において同じ。）が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

第1項の禁止行為の規定の適用については、例えば、利害関係者に対価を支払って商品を購入する場合や貸付けを受ける場合などにおいても、その対価が時価よりも著しく低いときは、当該対価と当該時価の差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなされ、本条第1項第1号の違反になります。

第 12 号は、職員が利害関係者に対して、職員の知人に著しく低い価格で商品を販売するよう依頼する場合などが該当します。

(私的な関係による禁止行為の例外)

第 5 条 職員は、私的な関係(職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。)がある利害関係者との間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等に鑑み、公正な職務の執行に対する町民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第 1 項の規定にかかわらず、同項各号(第 12 号を除く。)に掲げる行為を行うことができる。

- 1 親族関係にある者や学生時代の友人等職員となる前からの関係がある者や地域活動を通じて知り合った者等職員としての身分にかかわらない関係がある者が、後日職員の職務と利害関係を有する者となったとしても、引き続きそのような私的な関係に基づいた付き合いを行うことはあり得るところであり、このような付き合いを利害関係者との間の行為であるとして一切禁止することは、職員の個人的活動に対する過度の侵害となるおそれがあります。そこで、そのような私的な関係に基づく付き合いと評価できるものであり、かつ、公正な職務の執行に対する町民の疑惑や不信を招くおそれのないものについては、第 4 条第 1 項の禁止を解除するものです。
- 2 「職務上の利害関係の状況」とは、例えば、許認可等の処理を行っている場合にように強い利害関係があるか、あるいは、行政指導としての助言を行っている場合にように利害関係が比較的弱い状況か、そのほか、職員の職位により決定権が強いかわい、などの状況をいいます。
- 3 「私的な関係の経緯及び現在の状況」とは、例えば、学生時代から親しく付き合いを続けているような親しい間柄か、あるいは単に同級生というだけで十数年間会っていないような疎遠な間柄かなどの状況をいいます。
- 4 「その行おうとする行為の態様」とは、例えば、高額な祝儀の提供か、あるいは実家の畑で採れた野菜のおすそ分けか、などの行為の内容をいいます。

5 本条では、私的な関係を職員としての身分にかかわらない関係と定義しています。

したがって、職員として知り合い職員として付き合っている場合には、私的な関係には該当しません。職員は友人として付き合っているつもりでも、利害関係者は「職員」として付き合っていることも考えられ、基本的には、職員になってから知り合った利害関係者については、私的な関係を有していないと考えます。

例外として、職員になってから知り合ってからその後恋人となった関係は、私的な関係に該当すると考えられます。

なお、職場のOBとの関係は、私的な関係には当たりません。

6 このように、本条では、私的な関係がある利害関係者との間においては、一定の禁止行為を除外していますが、第4条第1項第12号については、除外していません。

私的な関係があったとしても、職員から利害関係者に「働き掛けて」、「要求」するという行為の反倫理性の強さに鑑み、除外していないものです。

(利害関係者以外の者等との間における禁止行為)

第6条 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

2 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等に、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、その者の負担として支払わせてはならない。

1 第6条第1項

第1項では、その者から供応接待を繰り返し受ける等、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けることを禁止しています。

これは、たとえ職務上の利害関係がない事業者等で私的な関係があるものであっても、あるいは私的な関係がないものであればなおさら、供応接待を繰り返し受けたり、高額な贈与を受けたりする等、社会通念上相当と認められる程度を超えた供応接待等を受ける場合には、そのような供応接待を行う側は職員からの何らかの見返りを期待してそのような行為を行っていることがありがちであり、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがあることから、その者との関係から見て社会通念上

相当と認められる程度を超えた供応接待や財産上の利益の供与を受けることを禁止するものです。

なお、「社会通念上相当と認められる程度」とは、供応接待等を行う相手との関係を含めた各般の事情を考慮して判断すべきものであり、一般的には、例えばその相手が親族である場合には許容範囲は広くなり、その相手が仕事を通じて知り合ったような者である場合にはその許容範囲は狭くなるものと考えられます。

2 第6条第2項

第2項では、いわゆるつけ回しを行うことを、禁止しています。これは、その対価を負担する事業者等が利害関係者であるかどうかを問いません。

飲食等が行われた場に居合わせない者に対し、本人の知らないままに当該代金をその者の負担として支払わせる行為は、職員としての権限を背景として行われる場合が多く、許容される場合の想定しがたい悪質な行為であるとの考えに基づくものです。

本項の規定は、「事業者等」との間の行為を規制するものであり、「事業者等」ではない全くの個人との間の行為は、本項の規制の対象とはなりません。

(利害関係者と共に酒類を伴う飲食をする場合の届出)

第7条 職員は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、当該飲食が酒類を伴うものである場合は、あらかじめその旨を町長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができなかつたときは、事後において速やかに届け出なければならない。

本条では、職員が利害関係者と飲食する場合において、その費用について正当に自己負担をする場合においても、当該飲食が酒類を伴うものである場合は、事前に町長（運用により上司）に届け出なければならないことを規定しています。

休日に酒類を伴う飲食を行うことが急に当日決まった場合や、酒類を伴う飲食の場に利害関係者が同席することを参加するまで知らなかった場合等は、事後に速やかに上司に届け出なければなりません。

例えば、会費を支払って同窓会に出席し、たまたま利害関係者である同級生が参加していた場合は、その状況を一般の人が見ても不審に思うことがないと考えられるので、

上司に届け出る必要はありません。

ただし、その後の２次会に、利害関係者である同級生を含む数人程度で参加した場合は、上司に届け出る必要があると考えられます。

職員が利害関係者との接触の頻度や内容を上司に届け出るという行為は、職員自身の抑止効果となり、また、届出を受けた上司は、接触の頻度や内容などから、町民の疑惑や不信を招くおそれの該当性について判断し、場合によっては接触を禁止するなど不正な行為への発展を防止することが可能となります。

なお、正当に自己負担をしない場合は、供応接待に当たり、禁止行為に該当します。

(公共工事等発注担当者の倫理保持)

第８条 町が発注する建設工事、役務及び物品（以下「公共工事等」という。）における仕様書及び設計書の作成、予定価格及び最低制限価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定並びに監督及び検査その他の公共工事等の発注に係る事務（以下「発注等事務」という。）を担当する職員（以下「公共工事等発注担当者」という。）は、発注等事務に関して、常に公正な職務の執行と透明性の確保に留意するものとし、町民の疑惑を招くことのないようにしなければならない。

２ 町長は、公共工事等発注担当者の倫理の保持を図るために必要な事項について、別に定めるものとする。

１ 第８条第１項

第１項は、町が発注する公共工事等の発注担当者については、他の職務の職員よりも不正が起こる可能性が高い立場であるため、常に公正な職務の執行と透明性の確保に留意し、町民の疑惑を招くことのないよう、特に注意喚起を行うものです。

２ 第８条第２項

第２項は、公共工事等発注担当者の倫理の保持を図るために必要な事項について定める権限を町長に委任したものです。

この規定に基づき松前町公共工事等発注者倫理規程が制定されています。

(任命権者の責務等)

第9条 任命権者は、職員の職務に係る行為が町民の疑惑や不信を招くことがないように、常に注意を喚起するとともに、公正な職務の執行の確保に資するため、職員に対する研修の実施、町民及び事業者等に対する周知その他の必要な措置を講じなければならない。

2 任命権者は、この条例に違反したことを理由として行った職員の懲戒処分について、職員の倫理の保持を図るため特に必要があると認めるときは、その概要を公表するものとする。

1 第9条第1項

本条では、任命権者が果たすべき責務を規定しています。

第1項では、任命権者は、常時注意喚起をしながら、公正な職務の執行を確保するために必要な対策を取らなければならないこととしています。

その一つの例が、職員への研修の実施です。この研修には、研修担当課が実施する集合研修などのほか、それぞれの職場で日常反復的に行うOJT研修も含まれます。

二つ目の例が町民及び事業者等に対する周知です。これは、まず町のホームページに掲載して、広く職員の倫理の保持に理解と協力を求めることが考えられます。

さらに、必要に応じて、窓口や事業者等と接する機会の多い入札会場などにおいて個別に啓発を行うことが考えられ、これらを繰り返すことにより、町民や事業者等に浸透していくと考えられます。

そのほか、職員が利害関係者と酒類を伴う飲食を頻繁に行っている場合に、上司が内容の確認を行い、状況に応じて指導するなど公正な職務の執行の確保のために必要な措置を講じなければなりません。

2 第9条第2項

第2項では、必要に応じて、職員の懲戒処分の概要について公表することも任命権者の責務としています。

なお、懲戒処分の概要には、関連する利害関係者の情報も含まれますので、一定の限度の中で利害関係者の情報についても公表する必要があると考えられます。

(管理監督職員の責務等)

第 10 条 管理監督職員は、管理監督者としての責務を自覚し、自らが率先して職員の模範とならなければならない。

- 2 管理監督職員は、この条例の遵守及び服務規律の徹底に関し、管理又は監督の対象となる職員に対する指導及び監督に細心の注意を払い、必要に応じて助言し、又は相談に応ずるものとする。

本条では、係長以上の管理監督職員が果たすべき責務を規定しています。

配下職員を指導し、管理監督するのはもちろんのこと、管理監督職員は、その職位から配下職員よりも契約等に関して大きな権限を有しているため、自らが模範となり、より自らを律する必要があります。

(松前町コンプライアンス審査会)

第 11 条 職員の倫理の保持及びこれに必要な体制の確立に資するため、松前町コンプライアンス審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は、次に掲げる事項について町長の諮問に応じて審議し、その結果を町長に答申するものとする。
 - (1) この条例の規定を遵守するための必要な体制の整備に関すること。
 - (2) 職員の倫理の保持を図るための必要な措置に関すること。
 - (3) 公正な入札及び契約の実施のための必要な措置に関すること。
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、この条例の円滑かつ適正な運用に関すること。
- 3 審査会は、委員 3 人をもって組織する。
- 4 委員は、学識経験を有する者のうちから町長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 7 第 2 項から前項までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が定める。

松前町コンプライアンス審査会は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定による附属機関として設置されます。

有識者 3 人で構成するコンプライアンス審査会は、町長からの各種の諮問を受けて、審議し、答申を出します。

次のような事項が諮問の対象となります。

1 第 11 条第 2 項第 1 号

条例で定められている禁止規定などを遵守するために、どのような組織体制が適しているのか、例えば、事業者との癒着を防止するために、どの程度の期間で人事異動を行うことが望ましいのか、等について。

2 第 11 条第 2 項第 2 号

職員の倫理の保持を図るために、どのような施策が必要なのか、例えば、研修の実施について、その間隔、方法、対象、時期などが適当かどうか、研修以外にも有効な施策はないか、日常における O J T の効果は、等について。

3 第 11 条第 2 項第 3 号

町の入札の執行方法について適当かどうか、契約の方法が適当かどうか、更に公正を図るために必要な措置はないか、等について。

4 第 11 条第 2 項第 4 号

その他この条例を円滑に運用するために、例えば酒類を伴う飲食をする場合の上司への届出は、書類である必要があるかどうか、口頭で届け出た場合は適正な運用の範囲か、等について。